

第4次紀宝町 男女共同参画プラン



令和8年3月

紀 宝 町

ひとつひとつ

男女が支えあい尊重しあえる

まちづくりをめざして

紀宝町では、平成 22 年 3 月に「第 1 次紀宝町男女共同参画プラン」、平成 28 年 3 月に「第 2 次紀宝町男女共同参画プラン」、令和 3 年 3 月には「第 3 次紀宝町男女共同参画プラン」を策定する中で地域の皆様と行政が一体となって男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

この間、私達を取り巻く情勢は、少子高齢化や家族形態の多様化に加え、女性の活躍の推進、多様な性のあり方など急激に変化しております。

こうした変化に対応した施策を展開するため、このたび、「第 4 次紀宝町男女共同参画プラン」を策定したところです。

本プランは、「男女（ひとつひとつ）が支えあい尊重しあえるまちづくり」を基本理念として、5つの重点取組を設定し、それぞれに目標を掲げて、男女共同参画の推進に向け重点的に取り組むこととしております。

今後、このプランに基づき、町民の皆様とともに男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、「第 4 次紀宝町男女共同参画プラン」策定にあたりご審議いただきました、紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などさまざまな形でご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。



令和 8 年 3 月

紀宝町長 向井 美樹也

目次

第1章	第4次男女共同参画プランの役割	
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの計画期間	2
第2章	プラン策定の背景	
1	世界、国、三重県における男女共同参画の動き	3
2	紀宝町における男女共同参画の動き	6
第3章	紀宝町における男女共同参画の考え方	
1	基本理念	7
2	基本方針	8
3	施策体系	9
第4章	男女共同参画に向けた施策	
1	男女が互いを尊重しあいながら共同する意識づくり	
(1)	男女共同参画の意識づくり	10
(2)	男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進	12
2	それぞれの選択を互いに認めあえる社会環境づくり	
(1)	就労における男女共同参画の推進	13
(2)	家庭・地域における男女共同参画の推進	15
(3)	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	17
(4)	生涯にわたる心身の健康と生活支援	18
(5)	防災における男女共同参画の推進	19
3	あらゆる町民のチャレンジ支援の体制づくり	
(1)	意思決定の場における男女共同参画の推進	20
第5章	計画期間における重点取組と目標	22
第6章	男女共同参画の実現に向けた取組推進のしくみ	24
参考資料		
	紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会 設置要綱	25
	紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会 委員名簿	27
	紀宝町男女共同参画に関する意識調査 結果概要	28
	男女共同参画社会基本法	48
	三重県男女共同参画推進条例	55
	用語説明	60

第1章 第4次男女共同参画プランの役割

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現とは、すべての人々が憲法で保障する一切の国民的権利をともに享受でき、さらに国民生活のあらゆる領域に男女がともに参加、貢献できる社会の実現を意味します。

環境や資源の制約が明らかに強まっている現代社会において、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等、わが国の社会経済情勢の急速な変化は、あらゆる分野で男女共同参画を必要不可欠なものとし、男女共同参画社会の実現の大きな促進要因となっています。しかしながら、その一方で、いまだに国民の意識や行動、社会の慣習・慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な観念が根強く残っています。

国においては、2020年（令和2年）12月に（「第5次男女共同参画基本計画」が策定されており、また、三重県においても2021年（令和3年）3月に「第3次三重県男女共同参画基本計画」が策定されているなど、国、県における男女共同参画社会の実現に向けた取組方針の再構築がなされています。

本町においても、2010年（平成22年）3月に「第1次紀宝町男女共同参画プラン」、2016年（平成28年）3月に「第2次紀宝町男女共同参画プラン」、2021年（令和3年）3月には「第3次紀宝町男女共同参画プラン」を策定する中で、男女共同参画の意識啓発の取組や、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における「男女共同参画社会の実現」をめざしてきましたが、女性の社会進出を促す男女平等意識は全般に根づいているとは言いがたい状況です。

「第4次紀宝町男女共同参画プラン」（以下、「4次プラン」という。）は、男女共同参画をめぐる世界の動きや国、県の動きを踏まえながら、2017年（平成29年）に策定した「第2次紀宝町総合計画後期基本計画」に基づく施策の方向と整合を図りつつ、本町が今後めざすべき「男女共同参画社会」実現のための方向を明らかにし、引き続き推進すべき効果的、効率的な施策を展開する指針とするため策定するものです。

なお、策定にあたっては「紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会」（以

下、「策定懇話会」という。)で意見を聴くとともに、2024年(令和6年)7月に実施した「紀宝町男女共同参画に関する意識調査」(以下、「町民意識調査」という。)により得られた結果などを総合的に検討しました。

2 プランの計画期間

4次プランの計画期間は、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じ見直しを検討するものとしてします。

第2章 プラン策定の背景

1 世界、国、三重県における男女共同参画の動き

(1) 世界の動き

国際社会では、国連において1975年（昭和50年）が「国際婦人年」とされ、メキシコで開催された第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。そして、1976年（昭和51年）からの10年間で「国連婦人の10年」と定め、女性の人権擁護と男女平等を推進するための国際的行動が積極的に始まりました。

その間の1979年（昭和54年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会で採択されています。

1995年（平成7年）の北京の第4回世界女性会議では、女性のエンパワーメント*の取組の強化や、各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ「行動綱領（北京宣言）」が採択されました。

さらに、女性の地位向上をめざし、2000年（平成12年）にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、これまでの活動を評価・検討し、一層の行動を求める「政治宣言」「成果文書」が採択されました。

2011年（平成23年）には、「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連女性機関（UN Women）」が設立され、女性と女児のためのグローバルな支援者として活動を開始しました。

また、2015年（平成27年）には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」いわゆる「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」が採択。2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための17の目標のうちの一つとして「ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられ、発展途上国のみならず日本をはじめとする先進国も「だれ一人取り残さない」社会を目指し、取組を進めています。

さらに、セクシュアル・ハラスメント*や性暴力などの性的加害を告発する「#Me Too」運動などが世界で広がる中、2019年（令和元年）、

国際労働機関（ILO）総会において、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択。仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準が成立しました。

注：※印の用語は、60 ページに説明を記載しています。

（２）国の動き

国では、1975 年（昭和 50 年）「国際婦人年」を契機に婦人問題企画推進本部が設置され、1977 年（昭和 52 年）には、「国内行動計画」が策定されました。

これにより女性の地位向上に関する具体的な施策が展開され、1985 年（昭和 60 年）には、「国籍法」の改正や「男女雇用機会均等法」の施行、さらに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しています。

1996 年（平成 8 年）には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画-男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。また、1999 年（平成 11 年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定・公布され、男女共同参画社会の実現のための国、地方公共団体、国民の責務が定められています。

そして、2000 年（平成 12 年）、さらに男女共同参画社会へ向け、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。基本計画については、国内外の様々な状況の変化を考慮し、2005 年（平成 17 年）には第 2 次、2010 年（平成 22 年）には第 3 次、2015 年（平成 27 年）には第 4 次、2020 年（令和 2 年）には第 5 次が策定され、様々な取組が進められております。

2001 年（平成 13 年）には、内閣府に「男女共同参画局」が設置、男女共同参画担当大臣（現、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当））が任命され、以後政策の推進を担っています。

また、2007 年（平成 19 年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

さらに、2015 年（平成 27 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を国や地方公共団体、民間事業主に義務付ける（労

働者が300人以下の民間事業主については努力義務)とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定等を求めています。

また、政治の分野でも、2018年(平成30年)、国内の議会議員選挙において男女の候補者ができる限り「均等」となることを目指すことなどを原則とした「政治の分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。2024年(令和6年)には困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

(3) 三重県の動き

三重県では、「国際婦人年」に始まる世界的な動きや「国内行動計画」の動きを受け、1979年(昭和54年)に、県で初めての行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しました。

その後、1987年(昭和62年)には、「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」をはじめ、男女共同参画の実現に向けた様々な取組等が進められました。

そして、2000年(平成12年)には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分発揮できる社会づくりに向けて「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布され、2001年(平成13年)から施行されました。

2002年(平成14年)3月には「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、2007年(平成19年)3月には、同計画の改訂が行われましたが、雇用情勢の悪化や少子高齢化の一層の進展など、社会経済情勢の変化等をふまえ、今後の基本的な取組方向を明らかにするため、2011年(平成23年)には、「第2次三重県男女共同参画基本計画」が新たに策定されました。その後、少子超高齢社会の深刻化や共稼ぎ世帯の増加、女性の就業率上昇やライフスタイルの変化などに伴い同計画が見直され、2017年(平成29年)に「第2次三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」を策定。さらに2021年(令和3年)にはそれに続く「第3次男女共同参画基本計画」の策定とともに、近年関心が高まっている性の多様性について、その理解が広がり、性的指向・性自認にかかわらず誰もが自分らしく安心して暮らせる社会となることを目指し、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が制定されました。また、2025年(令和7年)には性暴力被害者やそのご家族に寄り

添った更なる支援とこれ以上被害を生むことのないよう、県、市町、学校、事業者、県民の皆さんと一体となって性暴力のない三重県をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」が制定されました。

2 紀宝町における男女共同参画の動き

紀宝町では、世界の動き、国や県の動きを勘案し、現状を見据えながら、これまで男女共同参画を含む人権尊重の取り組みを進めてきています。2008年（平成20年）9月18日には、「人権尊重の町宣言」を行い、翌日9月19日には「人権が尊重される紀宝町をつくる条例」（条例第25号）を制定しました。

2010年（平成22年）3月に、「第1次紀宝町男女共同参画プラン」（2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度））、2016年（平成28年）3月に、「第2次紀宝町男女共同参画プラン」（2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度））、2021年（令和3年）3月に「第3次紀宝町男女共同参画プラン」（2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度））を策定し、男女共同参画社会の推進に向け、さまざまな取組を進めてきました。

2019年（令和元年）の「広報きほう12月号」において「性の多様性」の特集記事を掲載しました。毎年、男女共同参画に関する記事を掲載しました。

2024年（令和6年）7月には、4次プラン策定に向けた基礎資料として、町民の皆様の男女共同参画意識を把握するため、「町民意識調査」を実施しました。

さらに、2026年（令和8年）2月から3月にかけて、「策定懇話会」にて、4次プランの策定に関し審議を行いました。

第3章 紀宝町における男女共同参画の考え方

1 基本理念

少子高齢化や情報化、国際化が進展するなかで、人々の価値観や生活様式も大きく変化しています。とりわけ女性を取り巻く環境は、女性自身の意識の変化だけでなく、さまざまな分野への社会進出や多様な生き方の選択も可能になっています。しかし、いまだに一部の社会的な制約等がその人らしく生きることへの障壁につながることも見られます。

この計画の策定にあたり実施した町民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は薄れてきていますが、依然として男女の不平等感、政策・方針決定過程への女性の参画に関する課題など、男女共同参画の実現には、いまだ多くの課題があることがわかりました。

私たちがめざすべき社会は、活力ある地域社会の創出に向け、すべての町民が「男女共同参画社会」実現に向けての課題や現状を理解するとともに、一人ひとりが性別に関係なく「ひと」としてすべてにおいて尊重され、互いの個性や能力を認めあいながら、あらゆる分野に自らの意思で参画し、ともに歩んでいける社会です。

そこで、本町における男女共同参画社会推進の基本理念を次のとおりとします。

[基本理念]

ひととひと

男女が支えあい尊重しあえるまちづくり

2 基本方針

基本理念の実現に向けた個別の行動指針を示すため、以下の3つの基本方針を設定するものとします。

(1) ^{ひとひとり}男女が互いを尊重しあいながら共同する意識づくり

- 「男性だから」、「女性だから」ということにとらわれすぎずに、互いを尊重しあいながら共同する意識づくり
- ^{ひとひとり}男女が互いを助けあう「思いやり」が男女共同参画の基礎となるような、一人ひとりの意識づくり

(2) それぞれの選択を互いに認めあえる社会環境づくり

- 誰もが性別にとらわれすぎずに、みんなで助けあい、それぞれの活躍の場がある環境づくり
- 一人ひとりがお互いの違いを理解し、それぞれが選択したことについて、認めあえるような社会環境づくり

(3) あらゆる町民のチャレンジ支援の体制づくり

- 女性の活躍、若い世代の活躍など、あらゆる町民が色々なことにチャレンジし、活躍できるような支援体制づくり
- 積極的な女性の登用に向けたきっかけづくり

3 施策体系

基本理念および基本方針に基づき、本町の男女共同参画社会推進の施策体系を、次のとおりとします。

<基本理念>

男女が支えあい尊重しあえるまちづくり

<基本方針>

- 1 ひとひと 男女が互いを尊重しあいながら
共同する意識づくり
- 2 それぞれの選択を互いに
認めあえる社会環境づくり
- 3 あらゆる町民の
チャレンジ支援の体制づくり

<施策>

- (1)男女共同参画の意識づくり
- (2)男女共同参画の視点にたった
教育・学習の推進
- (1)就労における
男女共同参画の推進
- (2)家庭・地域における
男女共同参画の推進
- (3)男女共同参画を阻害する
あらゆる暴力の根絶
- (4)生涯にわたる
心身の健康と生活支援
- (5)防災における
男女共同参画の推進
- (1)意思決定の場における
男女共同参画の推進

第4章 男女共同参画に向けた施策

1 ひとつひとつ 男女が互いを尊重しあいながら共同する意識づくり

(1) 男女共同参画の意識づくり

性別による固定化した役割分担意識を緩和し、男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画の視点に基づいたさまざまな学習機会の提供や多様なメディアを活用した広報・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画に対する町民意識の向上を推進し、家庭生活や社会生活における男女相互の自立意識の高揚に努めます。

①町民・地域への啓発活動の充実

〔関係団体の連携強化〕

施策内容	主な担当課・所
• 男女共同参画社会づくりのため、関係諸団体と連携した全町を挙げた運動の展開	企画調整課
• 男女共同参画に貢献した個人・団体に対する支援・連携	企画調整課
• 行政や団体・企業等を対象としたセミナーの実施	企画調整課 産業振興課

〔男女共同参画意識の啓発〕

施策内容	主な担当課・所
• 家庭、地域、職場のさまざまな場所における固定的な性別役割分担や慣習、慣行を見直すため、広報等による啓発活動の実施	企画調整課
• 固定的な性別役割分担意識をはじめとする町民意識の定期的な調査の実施	企画調整課
• 性の多様性*に関する理解を深めるための啓発活動の実施	企画調整課

〔自主的な男女共同参画のための町民意識の高揚〕

施策内容	主な担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> すべての町民が男女の差別意識をなくし、男女がともに平等意識を持った積極的な行動の推進 	企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に対する世代間格差の解消 	企画調整課

②職場への意識啓発の働きかけ

〔職場における男女共同参画教育の推進〕

施策内容	主な担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> 町職員の意識改革の推進 	企画調整課 総務課
<ul style="list-style-type: none"> 事業所等における男女の差別をなくし、一人ひとりの能力に対する正当評価の促進 	企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に基づく職場慣行および事業体系の改善に向けた意識啓発 	企画調整課 総務課
<ul style="list-style-type: none"> 職場における男女共同参画についての研修および意識の啓発 	企画調整課 総務課
<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメント※をはじめとする各種ハラスメント※（マタハラ、パタハラなど）防止に関する研修および相談体制の整備 	企画調整課 総務課

③メディアによる啓発活動

〔多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進〕

施策内容	主な担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> 活字、映像、インターネットをはじめとしたさまざまなメディアの活用による、男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 	企画調整課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

学校をはじめ、職場・地域などのあらゆる分野において、男女共同参画の視点にたった教育・学習を推進します。

①学校等における男女共同参画の教育の推進

〔学校等における男女共同参画教育の推進〕

施策内容	主な担当課・所
• 小・中学校における性の多様性※、デートDV※などの男女共同参画の理解、協力のための教育の推進	教育課
• 保育所・幼稚園における男女共同参画意識の基礎づくりの推進	福祉課 教育課
• 教職員等、学校教育関係者の研修、相談体制の整備	教育課

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

〔男女共同参画に関する学習機会・情報の提供〕

施策内容	主な担当課・所
• 地域活動に根ざした学習の奨励、各種講座の充実	企画調整課 教育課
• 人材育成を目的とした研修教育機会の充実	企画調整課
• 町立図書館における男女共同参画の書籍の充実および情報の収集	教育課
• 広報紙、ホームページ等を使った町民への情報提供	企画調整課
• 男女共同参画の視点に基づいた生涯学習事業の推進	教育課
• 男女共同参画や人としての思いやり、助けあいを学ぶため、育児、障がい者、老人介護の体験学習機会の提供	福祉課 企画調整課

2 それぞれの選択を互いに認めあえる社会環境づくり

(1) 就労における男女共同参画の推進

男女が性別にかかわらず、職業上の責任と育児や介護といった家族的責任を両立することができるよう、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保に努めます。

また、さまざまな働き方を可能とする就労条件の整備や能力の開発を図るとともに、男女の対等なパートナーシップの確立を推進します。

①雇用の分野における環境の整備

〔雇用の分野における男女の均等な機会の確保〕

施策内容	主な担当課・所
• 男女雇用機会均等法や労働基準法及び女性活躍推進法の周知徹底	産業振興課
• 働く女性の実態調査の実施および実態をふまえた啓発活動の推進	産業振興課
• 復職、離職、出産にともなう再就職希望者に対する就業援助対策の充実	産業振興課

〔男女が平等に働ける職場組織の確立〕

施策内容	主な担当課・所
• 職場における個人としての能力の適正評価および活用促進	産業振興課
• 職場における男女による固定的職種意識の見直し、性の多様性の理解の推進	産業振興課
• 職場における女性の健康管理に関する組織的支援	産業振興課
• 職場におけるワーク・ライフ・バランス※の推進	産業振興課
• セクシュアル・ハラスメント※をはじめとする各種ハラスメント※（マタハラ、パタハラなど）の防止	産業振興課

②多様な就労形態を選択可能にする労働環境の整備

〔多様な就業形態における労働条件の向上〕

施策内容	主な担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> パートタイム就労に関する法令周知およびパートタイム就労者の就労条件の向上促進 	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> 家内労働者や家族従業員の就労条件の向上に向けた家内労働法の周知 	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> 労働時間の短縮、フレックスタイム制[※]、在宅勤務制度（テレワーク等）の普及 	産業振興課

〔職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備〕

施策内容	主な担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法の普及定着に向けての企業・事業所等への周知 	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> 子育てサービスおよび介護サービスの推進 	福祉課 みらい健康課
<ul style="list-style-type: none"> 家庭生活における育児、介護等の社会的責任意識の普及啓発 	福祉課 みらい健康課

③男女共同参画の視点にたった職業能力開発、起業家等に対する支援

〔職業能力の開発と起業家支援の促進〕

施策内容	主な担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> 女性の経済的自立を視野に入れた職業選択、および生涯にわたる生活設計をめざす各種講座の推進 	産業振興課 教育課
<ul style="list-style-type: none"> 女性起業家への支援対策の推進 	産業振興課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

家族を構成する男女がともに子育てや介護等の家族的責任を果たすことができるよう、意識の啓発を図るとともに、それぞれのライフスタイルにともなう多様なニーズに的確に対応できるしくみづくりと支援体制の充実に努めます。

①家庭生活における男女共同参画

〔家庭における男女共同参画の啓発の推進〕

施策内容	主な担当課・所
• 家庭における男女共同参画についての啓発	企画調整課 教育課
• 男女共同参画の視点にたった家事、育児、介護を促進するための各種講習会の開催	企画調整課 教育課

②地域社会における男女共同参画

〔地域における男女共同参画教育の推進〕

施策内容	主な担当課・所
• 地域社会における男女の相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実	企画調整課 教育課

③家庭・地域生活と仕事の両立支援

〔子育てや介護の社会化の推進〕

施策内容	主な担当課・所
• 子育てや介護を家庭だけでなく地域で支えるための意識づくり、社会全体で支える体制づくりの推進	企画調整課 福祉課 みらい健康課

〔子育て支援の充実〕

施策内容	主な担当課・所
• 育児の相互援助活動を行うファミリーサポートサービス※事業の推進	みらい健康課
• 子育て支援サービスの推進	みらい健康課
• 子育てに関する相談機能の充実	みらい健康課 教育課
• 気軽に活用できる子育て支援施設の充実	みらい健康課 教育課
• ひとり親家庭などの生活安定のための経済的支援	福祉課
• 保育所における保育機能の充実	福祉課

〔介護支援の充実〕

施策内容	主な担当課・所
• 介護保険サービスと連携した多様な介護支援体制の充実	福祉課
• 介護に関する相談機能の充実	福祉課
• 介護支援について男女それぞれの能力を十分発揮できる環境づくり	福祉課

〔育児・介護休業制度の普及促進〕

施策内容	主な担当課・所
• 育児休業制度、介護休業制度の普及に向けた事業者、労働者への啓発	産業振興課
• 育児休業、介護休業を取得した労働者への円滑な職場復帰のための環境づくりの促進	産業振興課
• 男性の育児休業取得促進に向けた事業者、労働者への啓発	産業振興課

(3) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

精神的・肉体的な暴力などドメスティック・バイオレンス（DV）※や各種ハラスメント※のない家庭・社会づくりのための意識啓発を進めるとともに、被害を受けた人への相談・援助体制の充実に努めます。

①ドメスティック・バイオレンスへの対策

〔ドメスティック・バイオレンス等の根絶〕

施策内容	主な担当課・所
• DV防止法の周知を図るとともに保健、医療、福祉、警察等との連携による相談・援助体制の強化	企画調整課 福祉課 みらい健康課
• 女性をはじめ、子どもや高齢者、障がい者等に対するあらゆる暴力をなくすための各種啓発活動の推進	企画調整課 福祉課 みらい健康課

②各種ハラスメント等への対策

〔各種ハラスメント防止のための普及啓発〕

施策内容	主な担当課・所
• 各種ハラスメント※防止に向けたセミナーの開催	企画調整課
• 各種ハラスメント※防止のための普及啓発資料の提供	企画調整課
• 各種ハラスメント※に関する雇用管理上の配慮義務についての啓発促進	産業振興課

(4) 生涯にわたる心身の健康と生活支援

すべての人が安全かつ快適に住み慣れた地域で生活できるよう、身近な人々の支援を受けながら健康の管理、および保持・増進ができるしくみづくりに努めます。

①生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

〔生涯健康づくりの指導・相談体制の充実〕

施策内容	主な担当課・所
• 健康づくりのための専門的な指導	みらい健康課
• 生活習慣病を予防するための食生活習慣、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活に関する指導や啓発	みらい健康課
• HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用等、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発、および学習機会の充実、ならびに保健・医療体制の整備	みらい健康課 相野谷診療所 教育課
• 生活上の諸問題について、肉体だけでなく心の健康を確保するための相談窓口やカウンセリング機能の充実、各種講座の充実	みらい健康課 相野谷診療所

〔保健医療対策の充実〕

施策内容	主な担当課・所
• 相野谷診療所をはじめとした関係機関との連携を強化し、地域医療の充実を図る	相野谷診療所 みらい健康課
• 乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した健康診査、保健指導の実施、的確な情報提供や相談機能の充実	みらい健康課 相野谷診療所

②女性の健康支援

〔女性の健康支援〕

施策内容	主な担当課・所
• 女性特有の特徴および性差に応じた的確な医療や正しい知識の啓発	みらい健康課
• 出産前後の母子の健康を守る周産期保健医療体制の整備	みらい健康課 相野谷診療所

(5) 防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

〔防災対策の推進〕

施策内容	主な担当課・所
• 自主防災組織等への女性の参画の推進	防災対策課
• 男女のニーズの違いに配慮した避難所の設置運営	防災対策課
• 防災施策への女性の意見反映を図る	防災対策課

3 あらゆる町民のチャレンジ支援の体制づくり

(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進

さまざまな施策を決定する場において男女の意見をバランスよく反映していくため、公的な意思決定部門における男女の対等な参画に向けた取組を推進するとともに、企業・事業所や各種団体、地域社会における方針決定の場へ男女が対等に参画することをめざします。

また、あらゆる場の意思決定部門への女性参画が進むよう、積極的改善措置*（ポジティブ・アクション）への理解を深めていくとともに、女性自身のエンパワーメント*の普及に努めます。

①町の審議会、委員会等への女性登用

〔審議会への女性の登用推進〕

施策内容	主な担当課・所
• 審議会、委員会への女性登用率の向上	関連課・所

〔女性登用にに向けた人材確保〕

施策内容	主な担当課・所
• 政策決定の場への女性登用にに向けた人材の養成	総務課

②町の女性職員の管理職への登用促進

〔管理職等への女性登用〕

施策内容	主な担当課・所
• 政策や方針決定の場への女性参画の推進を目的とした能力向上のための学習、研修機会の充実	総務課

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

〔地域社会における男女共同参画への取組促進〕

施策内容	主な担当課・所
• 地域の方針決定の場（自治会、町内会等）への女性の参画促進	企画調整課
• 女性の地域リーダー（自治会、町内会等の役員）の養成、女性指導者の拡充	企画調整課 教育課
• 企業、各種団体の管理職への女性登用の促進	企画調整課

④積極的改善措置の取組と女性のチャレンジ支援

〔あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発〕

施策内容	主な担当課・所
• 組織、企業・事業所等において数値目標を定め、目標実現に向けて取り組む等の積極的改善措置*（ポジティブ・アクション）の普及啓発	企画調整課

⑤男女共同参画に関する相談・苦情への対応

〔男女共同参画に向けた相談体制の確立〕

施策内容	主な担当課・所
• 町民に対する相談体制の充実	企画調整課

第5章 計画期間における重点取組と目標

「第4章 男女共同参画に向けた施策」で方向づけた男女共同参画の推進に向け、それぞれの分野における各施策に取り組んでいくこととなりますが、施策内容は多岐にわたります。

そのため、4次プランの計画期間である2030年度（令和12年度）までの間において、男女共同参画の推進に向け、本町で重点的に取組を行う項目を以下に設定し、それぞれの目標を掲げるものとします。

1. 男女が互いを尊重しあいながら共同する意識づくり

重点取組 1

- 男女共同参画についての考え方を普及させるため、広報紙への情報掲載やPR冊子の配布などをより積極的に推進します。

目 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
目標① 男女共同参画に関する記事の広報紙掲載回数	年4回	年4回
目標② 「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	46.7%	70.0%
目標③ 男女の固定的な役割分担意識のない人の割合	72.8%	80.0%

重点取組 2

- 全町における男女共同参画の取り組みを推進するにあたって、町職員の率先した行動を進めるため、町職員の男女共同参画の意識づくりを推進します。

目 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
目標④ 町職員向けの男女共同参画研修の回数	年2回	年2回

2. 男女それぞれの選択を認めあえる社会環境づくり

重点取組 3

- 地域における各種活動等での男女の固定的な役割意識の緩和に向け、それぞれの活動団体等への働きかけを推進します。

目 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
目標⑤ 女性の地域社会活動への参加割合	39.3%	50.0%

※町民意識調査における「地域における社会活動に参加していますか」の問に対する「参加している」男女別割合より（なお、男性は60.6%）

3. あらゆる町民のチャレンジ支援の体制づくり

重点取組 4

- 町が設置する審議会や委員会への女性の登用を図り、まちづくりにおける男女共同参画を推進します。

目 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
目標⑥ 審議会・委員会における女性の登用割合	審議会	
	22.7%	30.0%
	委員会	
	20.0%	現状以上

※審議会は、地方自治法第202条の3に基づく審議会
委員会は、地方自治法第180条の5に基づく委員会

重点取組 5

- DV^{*}や各種ハラスメント^{*}等を防止し、心身ともに健全な家庭および地域社会を形成するため、情報や相談機会の提供を推進します。

目 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
目標⑦ 相談窓口の充実	随時	随時

第6章 男女共同参画の実現に向けた取組推進のしくみ

今後、男女共同参画の実現を円滑に推進していくためには、町民に対して、この計画の周知に努めるとともに、町、町民、事業所を挙げて、全町的に男女共同参画社会の推進に向けての施策を推進する必要があります。

こうした観点から、この計画の実現に向け、次のような取組推進のしくみづくりを進めます。

また、計画の実効性を確保するため、常に進行管理に努めるとともに、地域の実情や社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを行うことが必要です。

1. 庁内の推進体制

男女共同参画プラン推進の中心となる担当課の機能向上を図るとともに、関連課・所との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。また、施策の内容や進捗状況などの定期的な評価・見直しを行うことで、男女共同参画プランの全庁的な進行管理を実現します。

2. 町民や地域との連携

地域に向け広く男女共同参画プランの周知を図り、町民一人ひとりの男女共同参画に対する意識高揚への働きかけをめざした体制づくりに努めるとともに、関係諸団体や企業との連携を図り、効果的な推進体制を整えます。

3. 推進状況の周知

男女共同参画プランの推進にあたっては、その進捗状況をメディアや広報紙、ホームページなどの媒体を活用するとともに、広く地域に周知し、町民一人ひとりから意見を聴くことのできる体制づくりに努めます。

参考資料

紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会 設置要綱

平成21年5月29日告示第48号

改正 平成28年1月4日告示第2号

改正 令和3年2月25日告示第9号

(設置)

第1条 紀宝町男女共同参画プランの策定に当たり、幅広く意見を求めるため、紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、必要な審議及び検討を行い、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 男女共同参画プラン策定に関すること
- (2) 男女共同参画プランに基づく施策の推進に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、男女共同参画プランの計画期間終了の日までとし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期についても同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は必要に応じて、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成28年1月4日告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

	紀宝町男女共同参画プラン策定懇話会 委員名簿
--	-------------------------------

役 職	氏 名	所 属
会 長	有城 安子	農業委員会
副会長	木下 起査央	社会福祉協議会
委 員	中山 和美	自主防災組織連絡協議会
	田中 敦子	女性の会連絡協議会
	東口 高士	区長会
	南 美智子	商工会女性部
	大原 麗子	(元)男女共同参画推進サポーター
	井口 冬歩	ママサークル「さくらんぼ」
	寺本 真奈美	校長会

紀宝町男女共同参画に関する意識調査 結果概要

1. 調査の概要

- (1) 調査対象地域 紀宝町全域
- (2) 調査対象者 18歳以上の住民基本台帳登録者
(基準日：令和6年6月1日)
- (3) 標本数 1,000人
- (4) 標本抽出方法 無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布、郵送回収
- (6) 調査期間 令和6年7月2日～令和6年8月23日
(ただし、回収期限後に回答があったものも有効回答に含めています。)

2. 回収結果

- (1) 有効回収数 272通
- (2) 有効回答率 27.2%

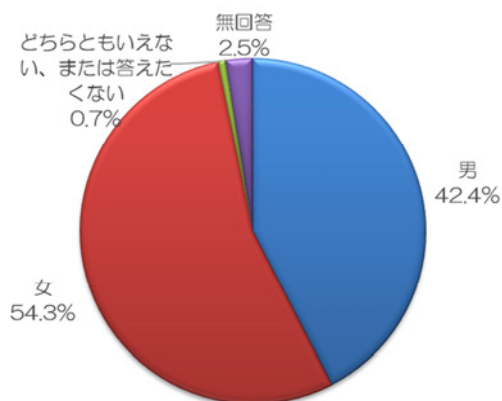
3. 調査結果の表示方法

- (1) 比率は、原則として各設問の無回答を含む集計対象総数に対する百分率を表しています。
- (2) 比率は全て百分率で示し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- (3) 有効標本数（集計対象者総数）を（n）で表しています。

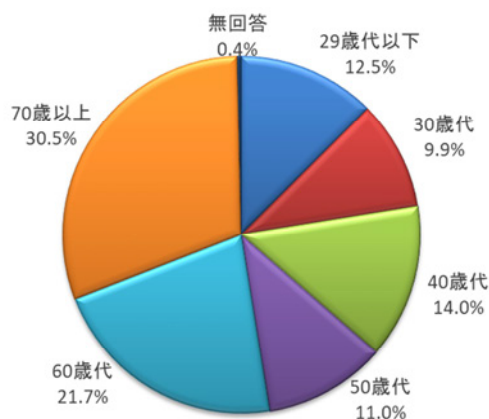
4. 調査結果

(1) あなたご自身のことについて

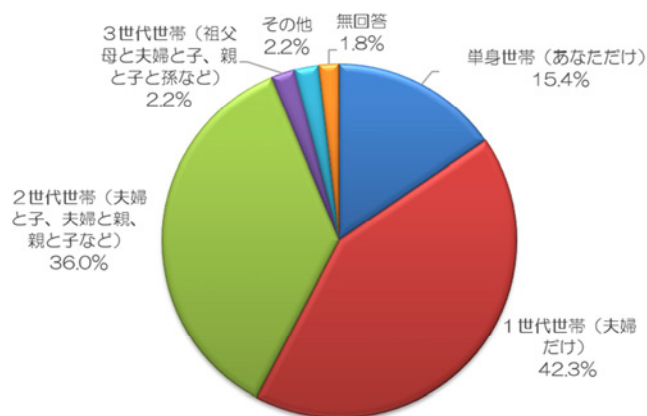
問1. あなたの性別をお答えください。(○印は1つ)【n=272】



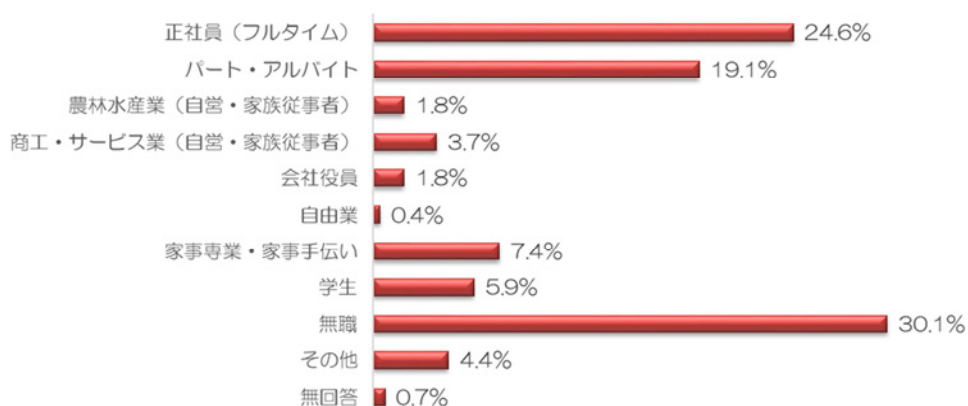
問2. あなたの年齢をお答えください。(○印は1つ)【n=272】



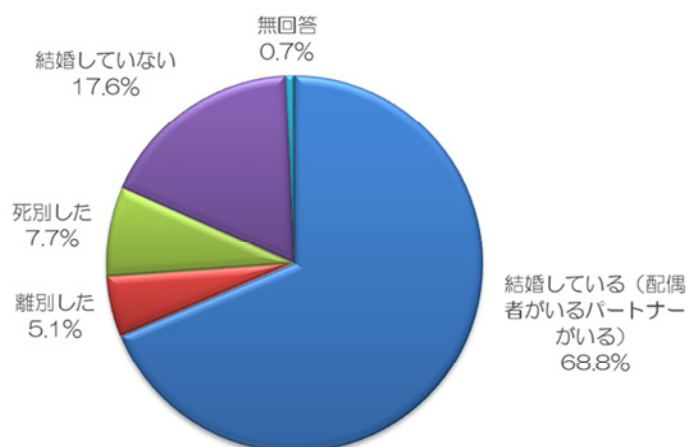
問3. あなたが現在同居しているご家族の家族構成をお答えください。(○印は1つ)【n=272】



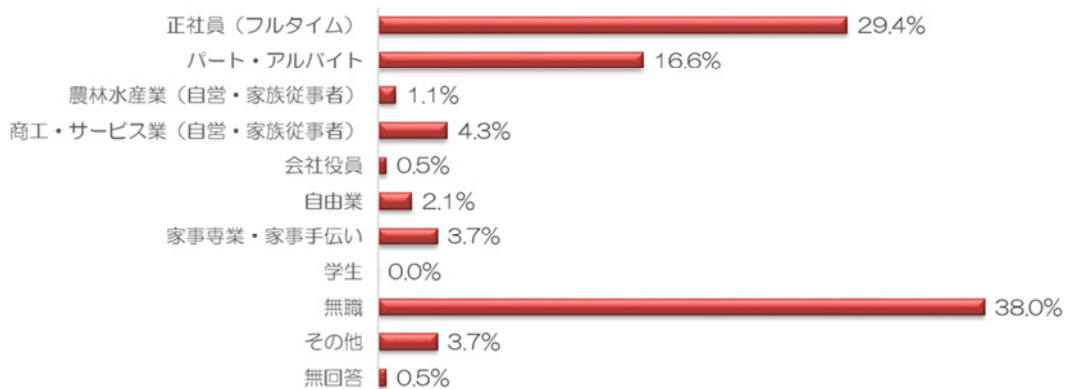
問4. あなたの職業をお答えください。(〇印は1つ)【n=272】



問5. あなたは結婚していますか。(〇印は1つ)【n=272】

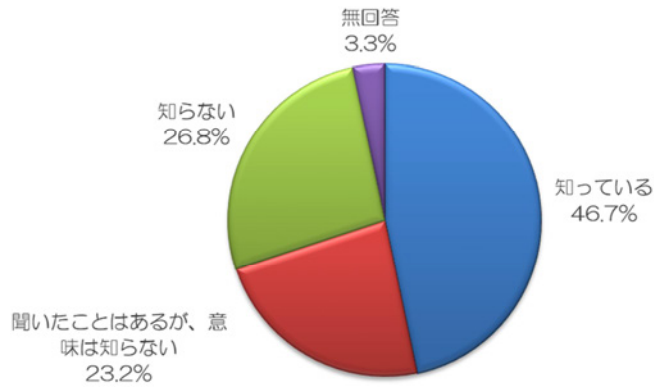


問5-1. 問5で「1.結婚している（事実婚を含む）」と回答した方にお聞きします。あなたの配偶者の職業をお答えください。(〇印は1つ)【n=187】

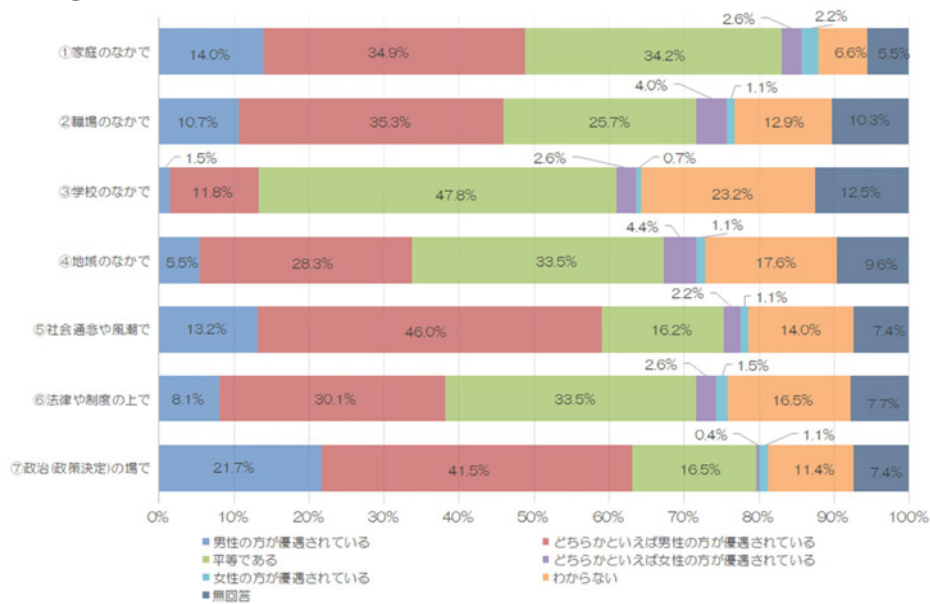


(2) 男女平等について

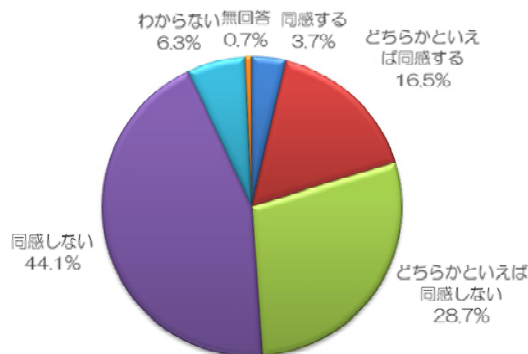
問6. あなたは、「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか。
 (○印は1つ)【n=272】



問7. あなたは次の各分野において、男女は平等になっていると思いますか。
 (①から⑧、それぞれ○印は1つ)【n=272】

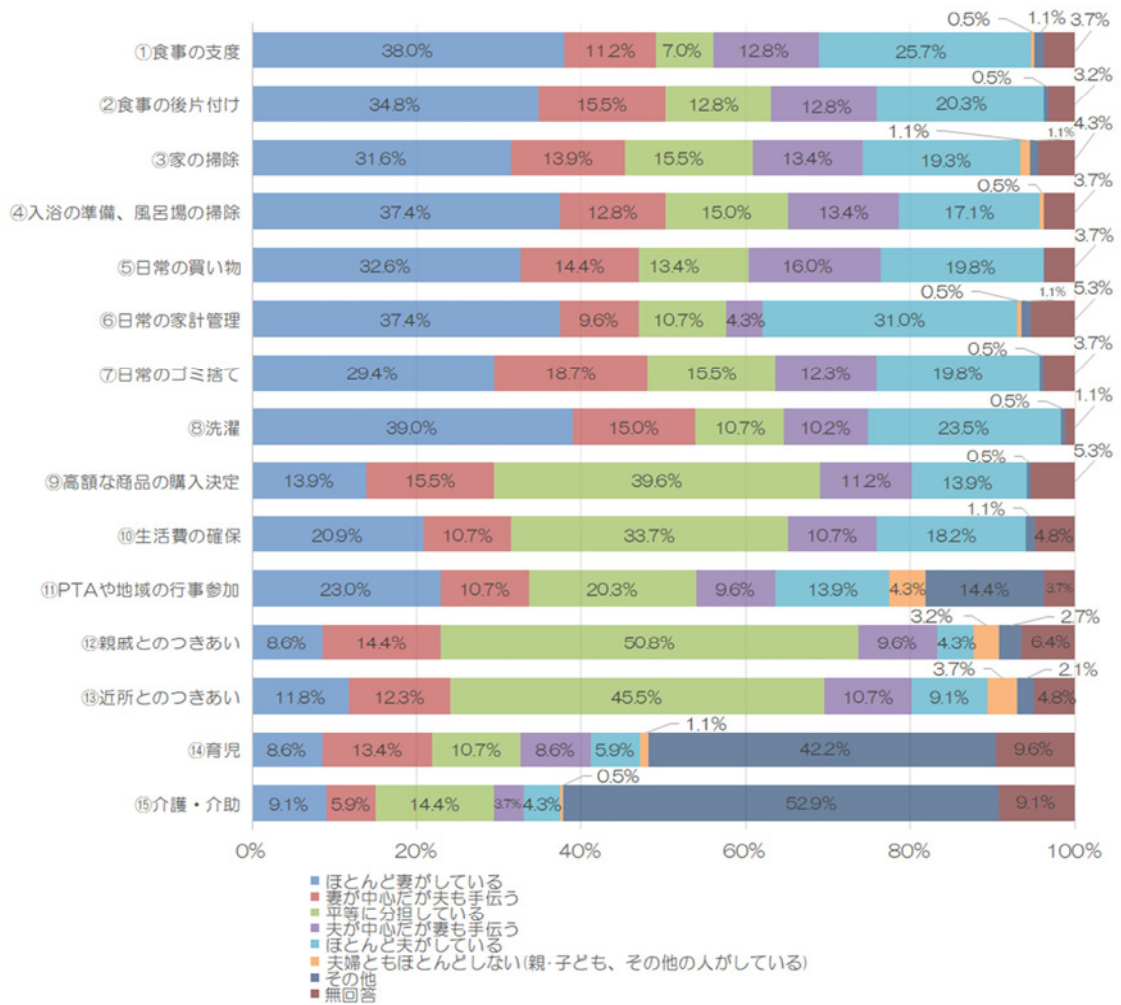


問8. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。(○印は1つ)【n=272】



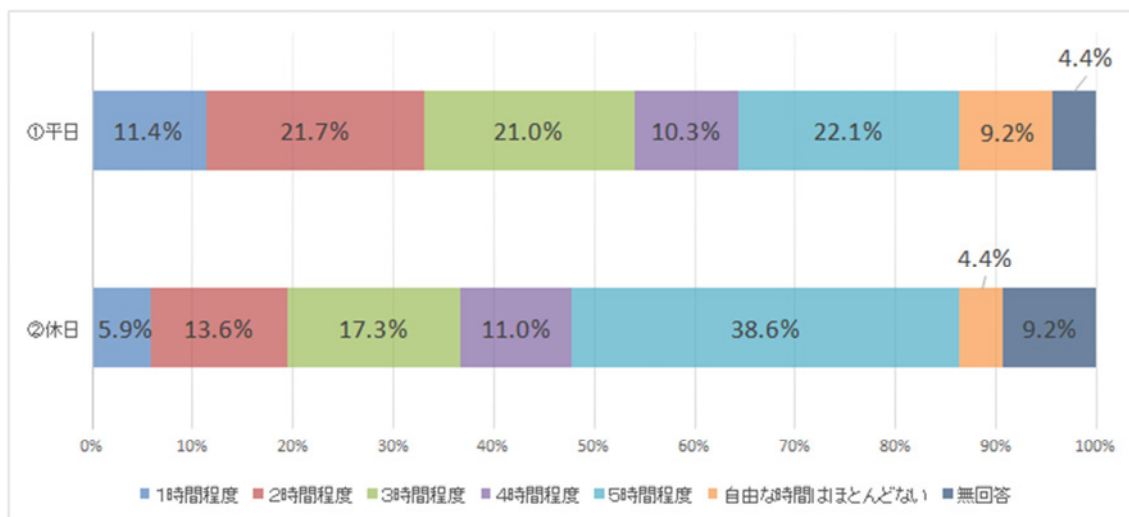
(3) 家庭生活について

問9. 現在、結婚（事実婚を含む）している方にお聞きします。（それ以外の方は問10へお進みください。）次の事柄について、あなたの家庭ではどのように分担していますか。（①から⑬、それぞれ〇印は1つ）【n=187】

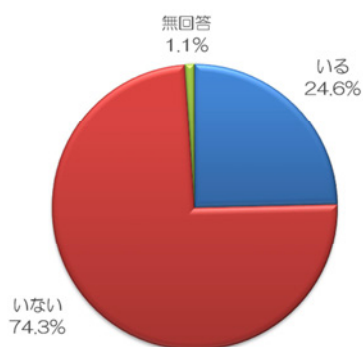


問 10. あなたは、「娯楽・趣味など自由のために使える時間」は、1日あたり平均しておよそ何時間くらいありますか。

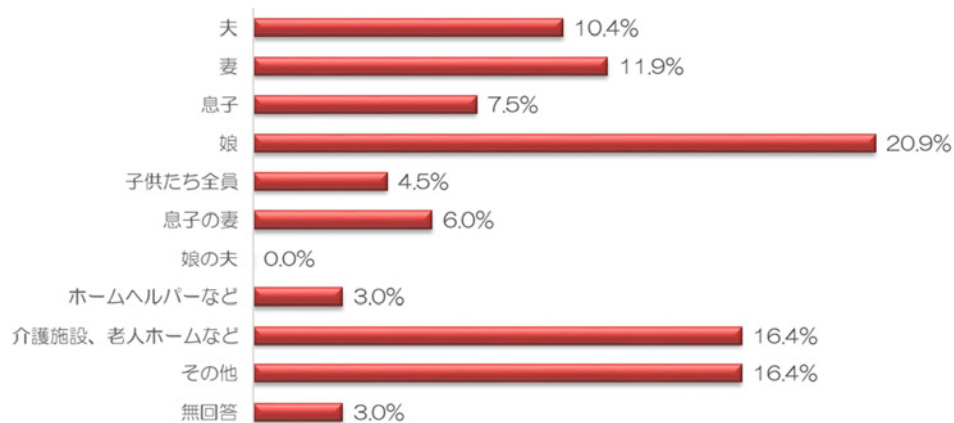
(① ②、それぞれ○印は1つ)【n=272】



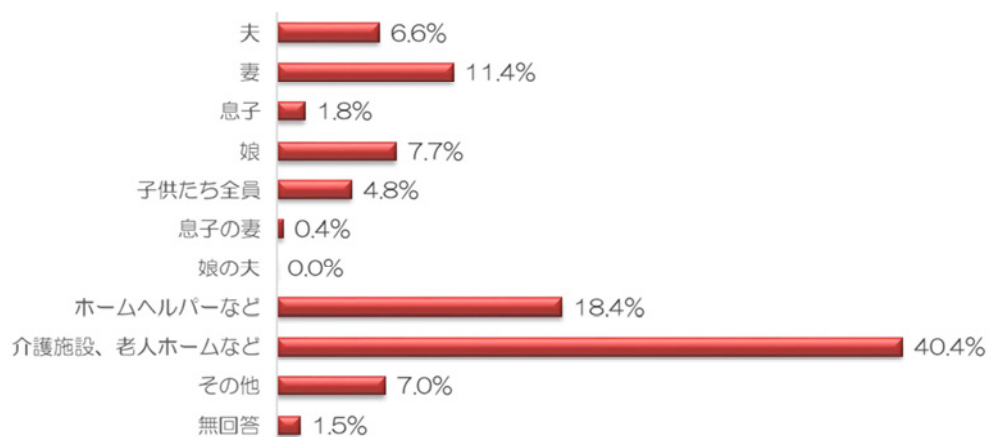
問 11. あなたの身近な身内（本人を含む）に、日常的に手助けの必要な高齢者等がいますか。(○印は1つ)【n=272】



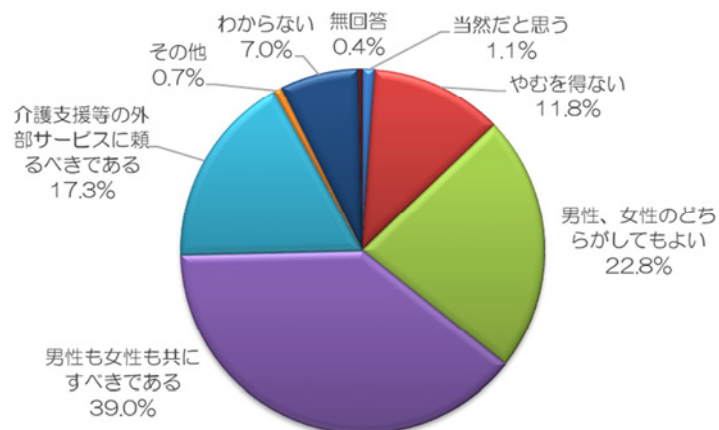
問 11-1. 問 11 で「1. いる」と回答した方にお聞きします。その方の世話は、主に誰がしていますか。(○印は1つ) 手助けが必要な方から見た続柄でお答えください。【n=67】



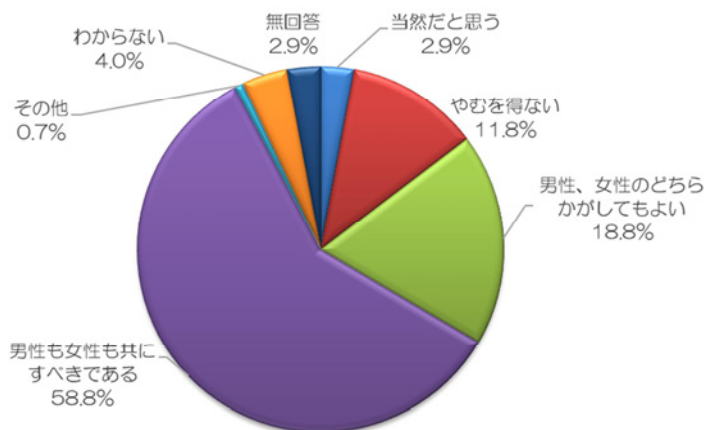
問 12. あなたは将来、主に誰に介護してほしいと思いますか。
 (○印は1つ)【n=272】



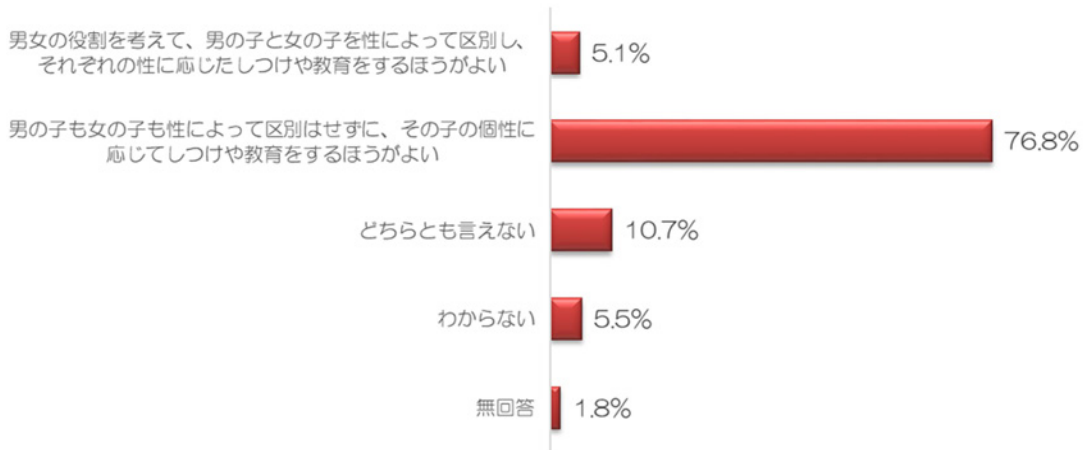
問 13. 一般的には、介護をする人の多くが女性となりがちですが、これについてあなたはどのように思いますか。(○印は1つ)【n=272】



問 14. 一般的には、子育てをしている人の多くが女性となりがちですが、これについてあなたはどのように思いますか。(○印は1つ)【n=272】

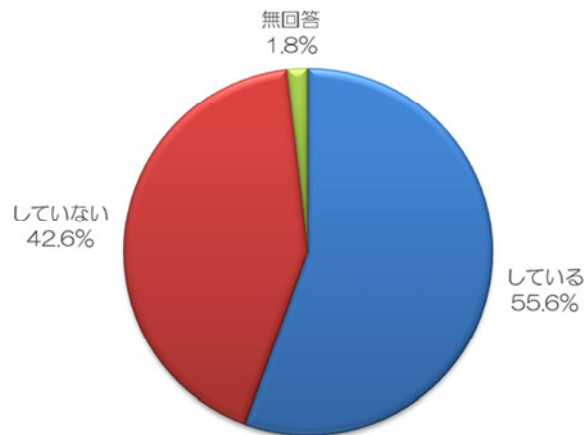


問 15. あなたは子どもの育て方についてどう思いますか。
(○印は1つ)【n=272】

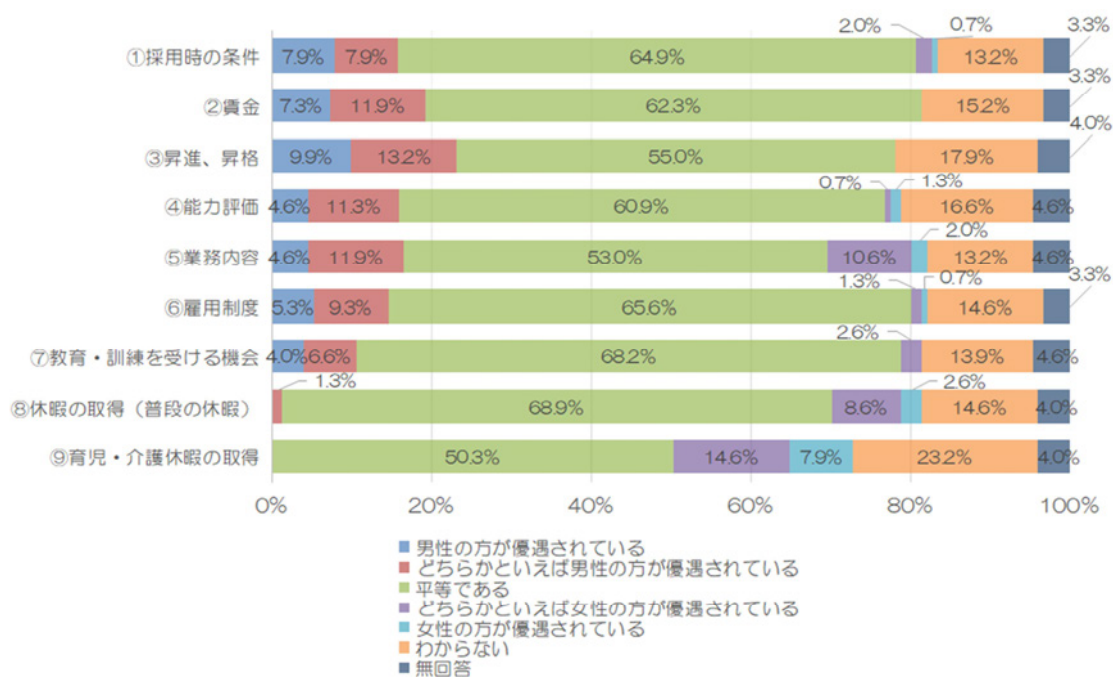


(4) 仕事について

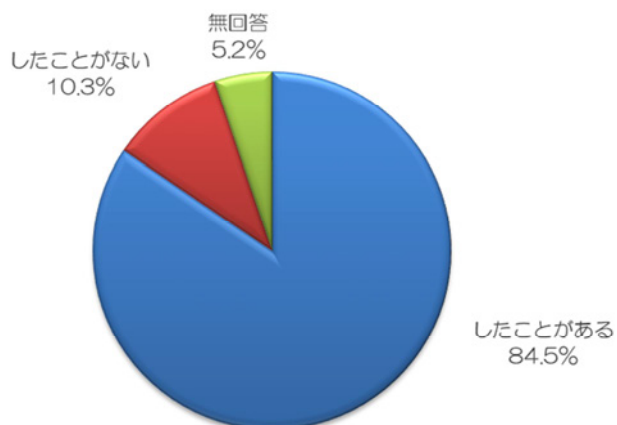
問 16. あなたは現在、収入を得る仕事をしていますか。(○印は1つ)
(産前・産後休暇、育児・介護休業等を取得中の方も働いているものとお考え下さい)【n=272】



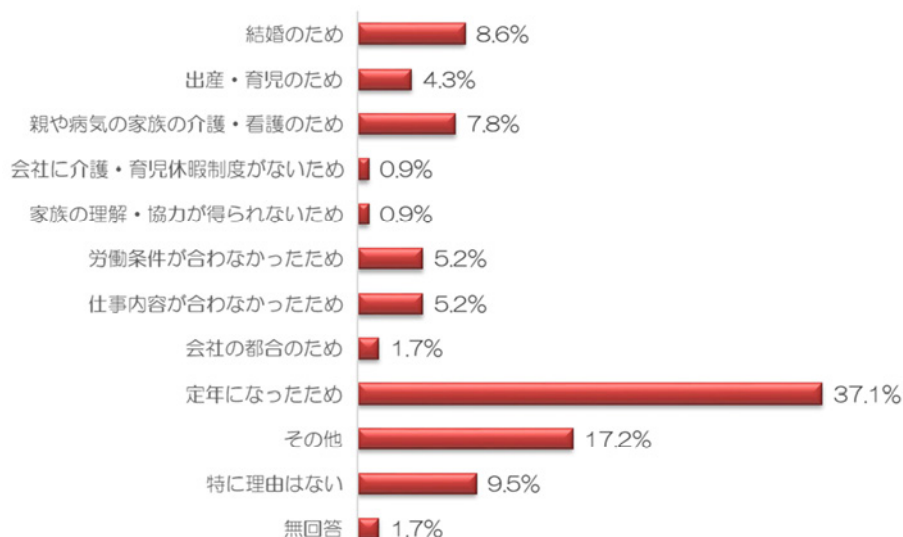
問 16-1. 問 16 で「1. している」と答えた方にお聞きします。
 あなたは働いているところでは、男性と女性は平等だと思いますか。
 (①から⑨、それぞれ○印は1つ)【n=151】



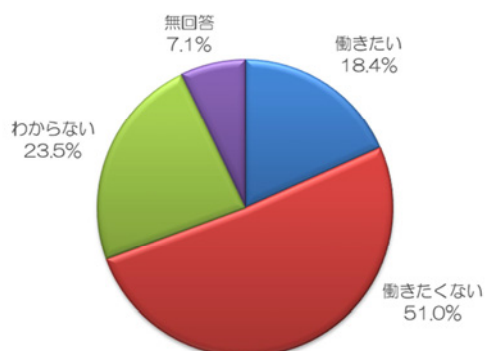
問 17. 問 16 で「2. していない」と答えた方(現在、仕事をしていない方)
 にお聞きします。あなたは、過去に収入を得る仕事をしたことがありますか。
 (○印は1つ)【n=116】



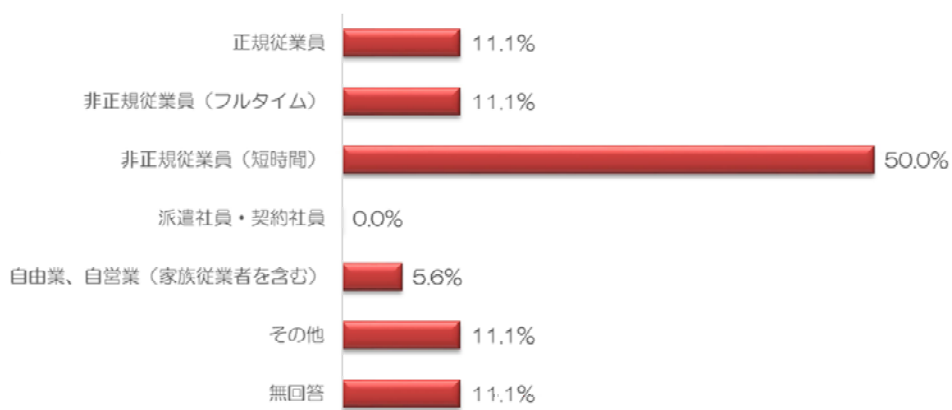
問 17-1. 問 17 で「1. したことがある」と答えた方にお聞きします。
その仕事を辞めた理由は何ですか。（主なものに2つまでに○印）【n=98】



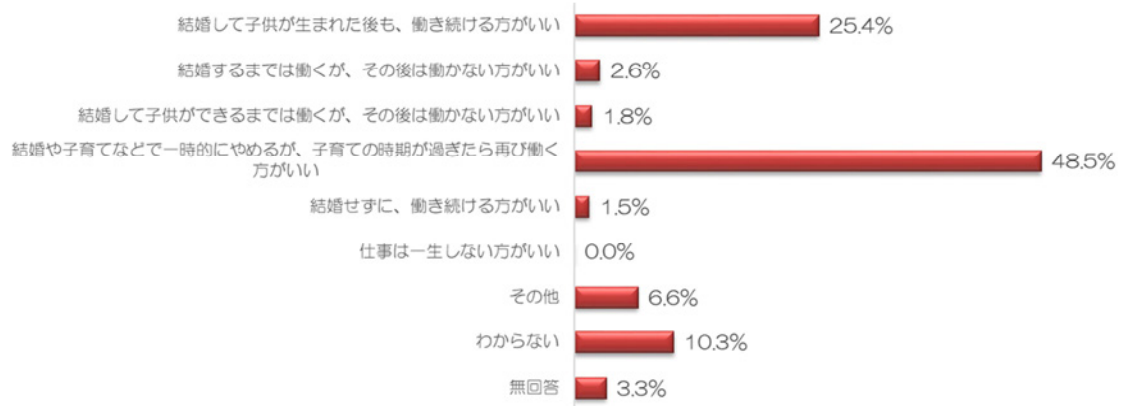
問 17-2. 問 17 で「1. したことがある」と答えた方にお聞きします。
今後、働きたいと思いますか。（○印は1つ）【n=98】



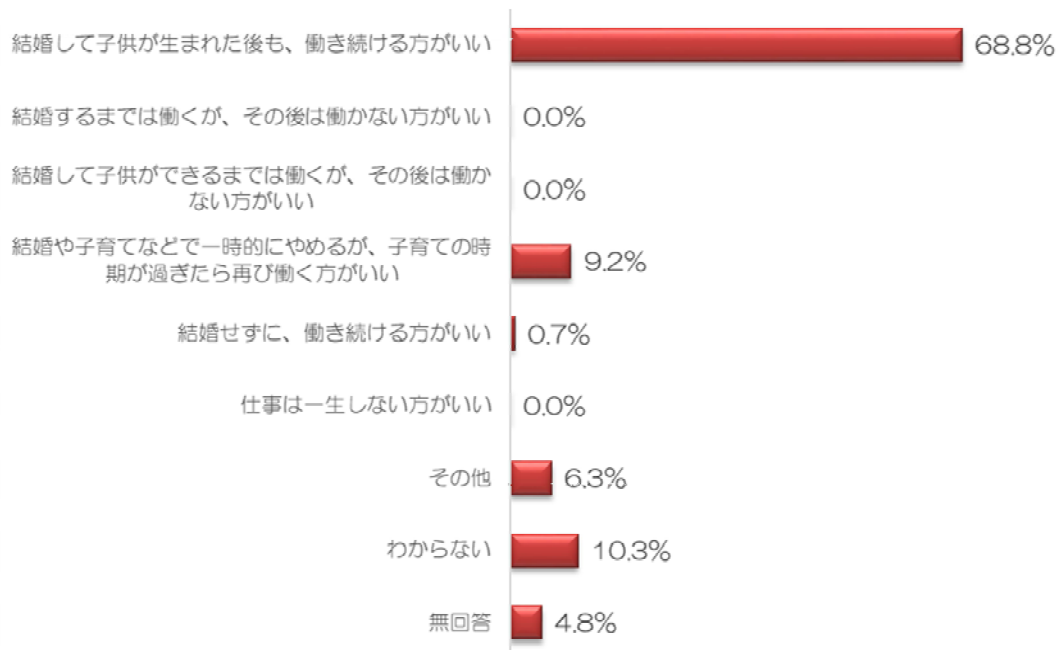
問 17-3. 問 17-2 で「1. 働きたい」と答えた方にお聞きします。
どのような形で働きたいとお考えますか。（○印は1つ）【n=18】



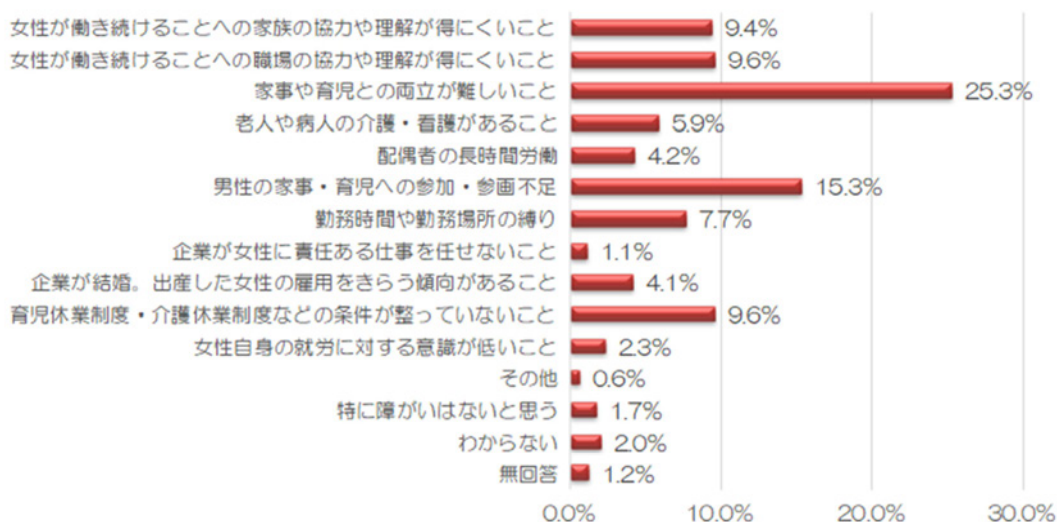
問 18. 女性の職業へのかかわり方について、あなたはどのような形が最も望ましいですか。(○印は1つ)【n=272】



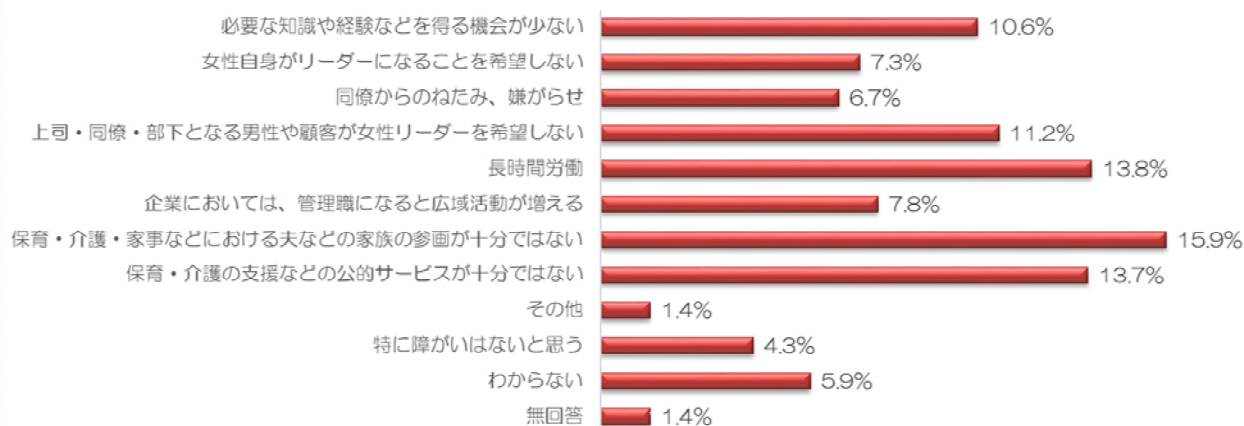
問 19. 男性の仕事へのかかわり方について、あなたはどのような形が最も望ましいと思いますか。(○印は1つ)【n=272】



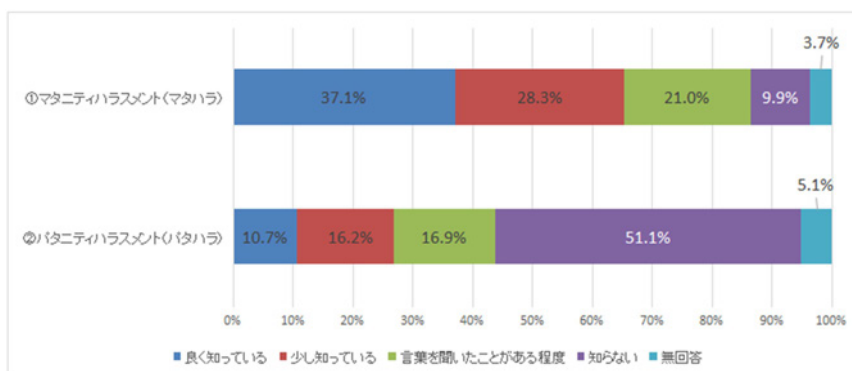
問 20. 女性が仕事を続けていくうえで、大きな障害になっているのは何だと思
いますか。(主なもの3つに○印)【n=272】



問 21. あなたは政治・経済・地域社会などの各分野で女性のリーダーを増や
すときに障害となるものは何だと思いますか。(○印はいくつでも)
【n=272】



問 22. あなたは、次の言葉についてご存知ですか。
(① ②、それぞれ○印は1つ)【n=272】



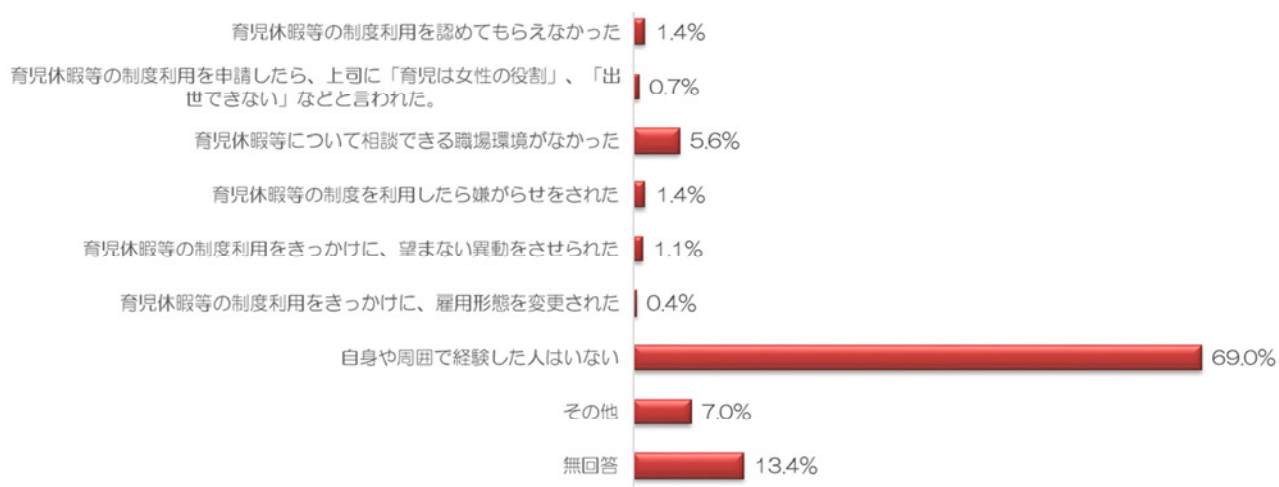
問 23. あなた自身やあなたの周囲で、女性が職場において次のようなマタハラを経験したことがありますか。(〇印はいくつでも)【n=272】

※マタハラとは、妊娠している、もしくは出産後の女性社員に対する嫌がらせのこと

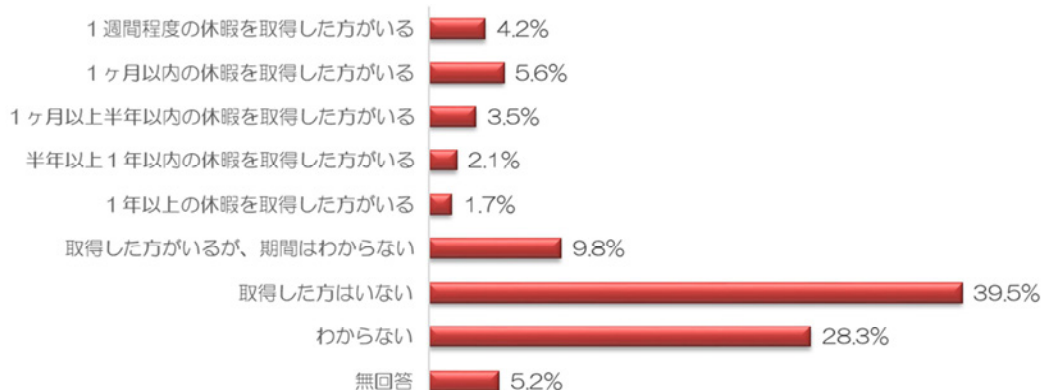


問 24. あなた自身やあなたの周囲で、男性が職場において次のようなパタハラを経験したことがありますか。(〇印はいくつでも)【n=272】

※パタハラとは、男性職員の育児休業制度等の利用に関して、上司・同僚からのいやがらせのこと



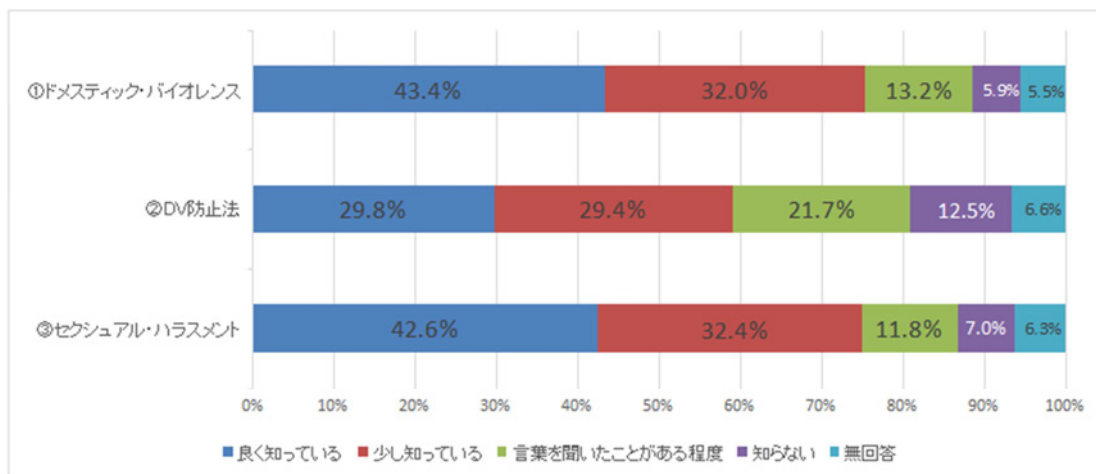
問 25. あなたは自身やあなたの周囲で、男性が育児・介護休暇を取得した方はいますか。(あてはまるものにすべてに〇印)【n=272】



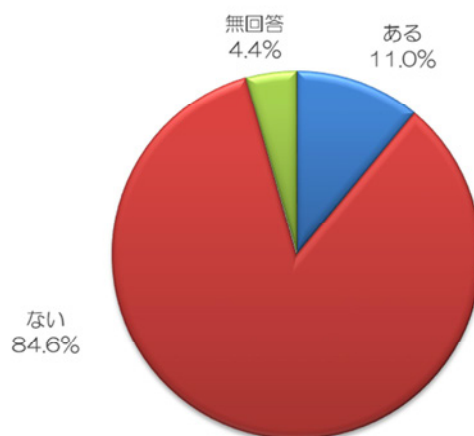
(5) 女性の人権、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどについて

問26. あなたは、次の言葉および法律の内容についてご存知ですか。

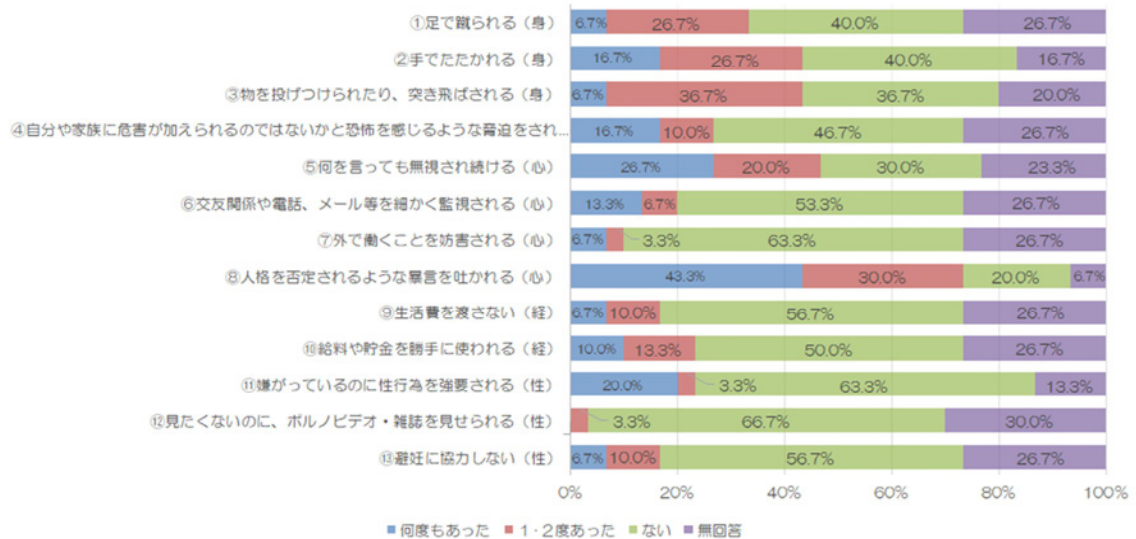
(① から③、それぞれ○印は1つ)【n=272】



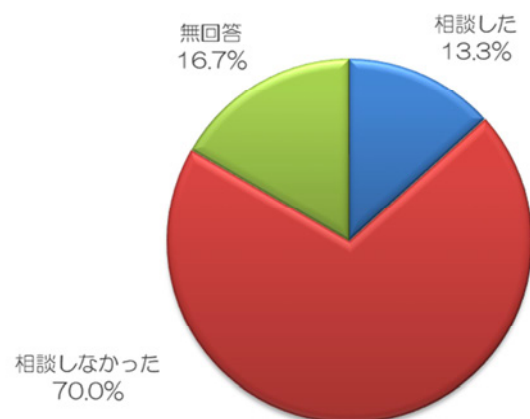
問27. あなたはこれまでに、結婚相手や恋人から暴力を受けた経験がありますか。(○印は1つ)【n=272】



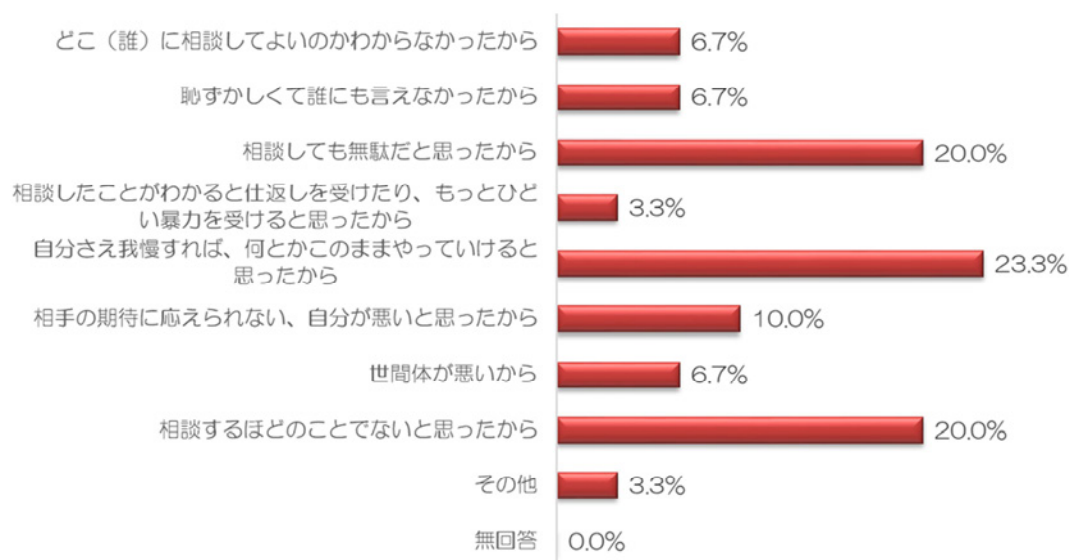
問27-1. 問27で「1. ある」と答えた方にお聞きします。
その暴力はどのようなものでしたか。(①から⑬で、それぞれ○印は1つ)
【n=30】



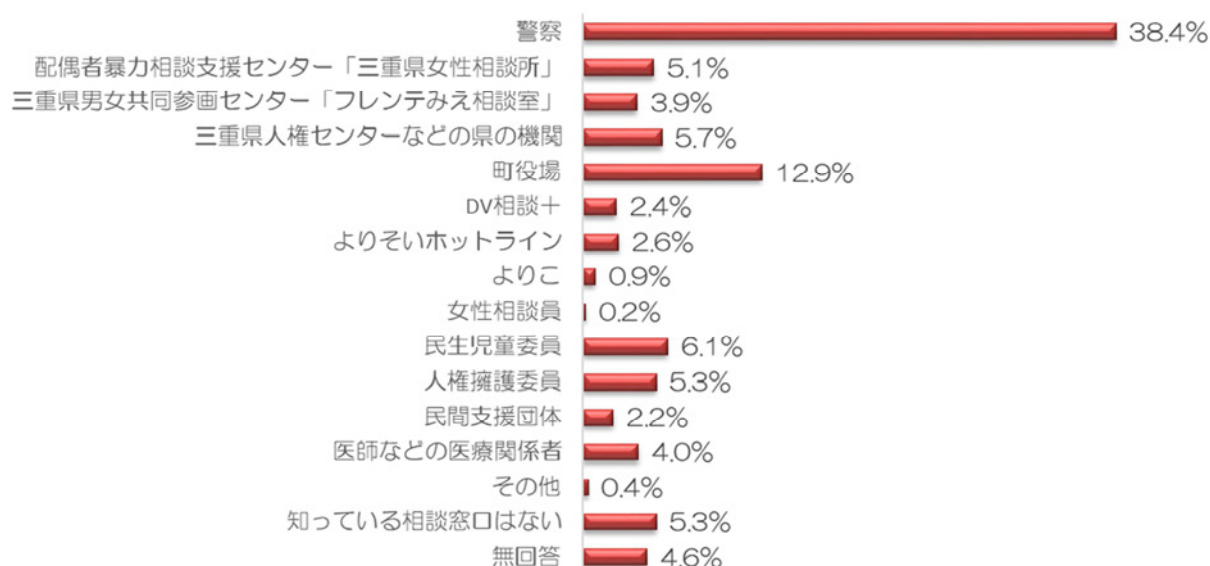
問27-2. 問27で「1. ある」と答えた方にお聞きします。
暴力を受けたとき、どこ(誰)かに相談しましたか。(○印は1つ)【n=30】



問27-3. 問27-2で「2. 相談しなかった」と答えた方にお聞きします。
 どこ（誰）にも相談しなかったのはなぜですか。（あてはまるものにすべてに
 ○印）【n=21】

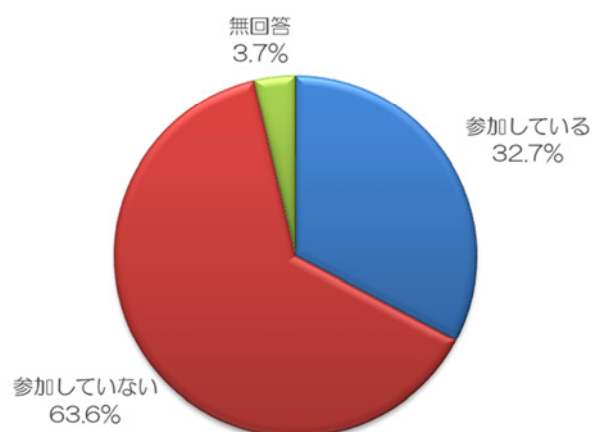


問28. 配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関や
 関係者のうち、あなたが知っているものについてお答えください。
 （あてはまるものすべてに○印）【n=272】

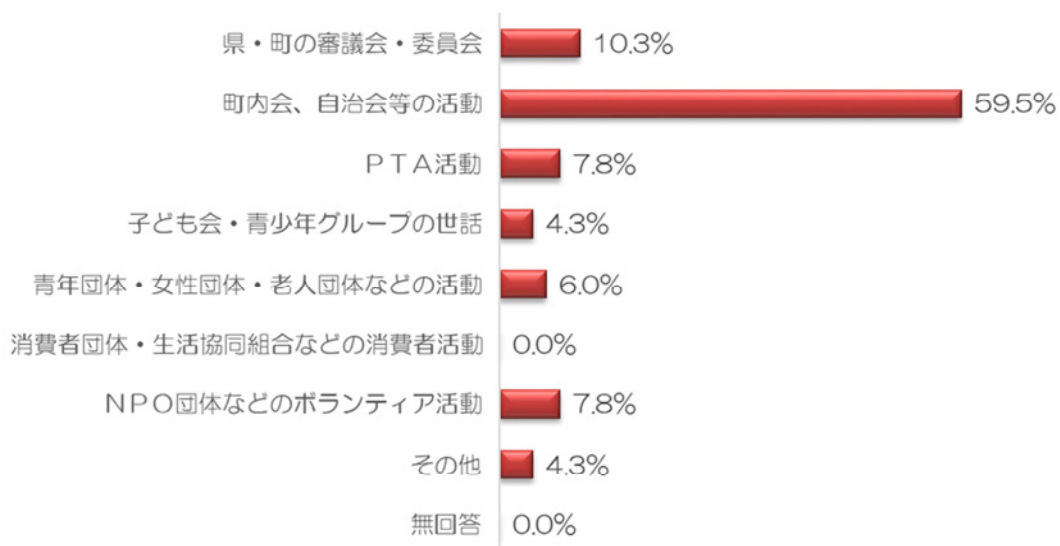


(6) 社会参加について

問29. あなたは現在、地域における社会活動に参加していますか。
(○印は1つ)【n=272】



問29-1. 問29で「1. 参加している」と答えた方にお聞きします。あなたが参加している社会活動はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○印)【n=89】



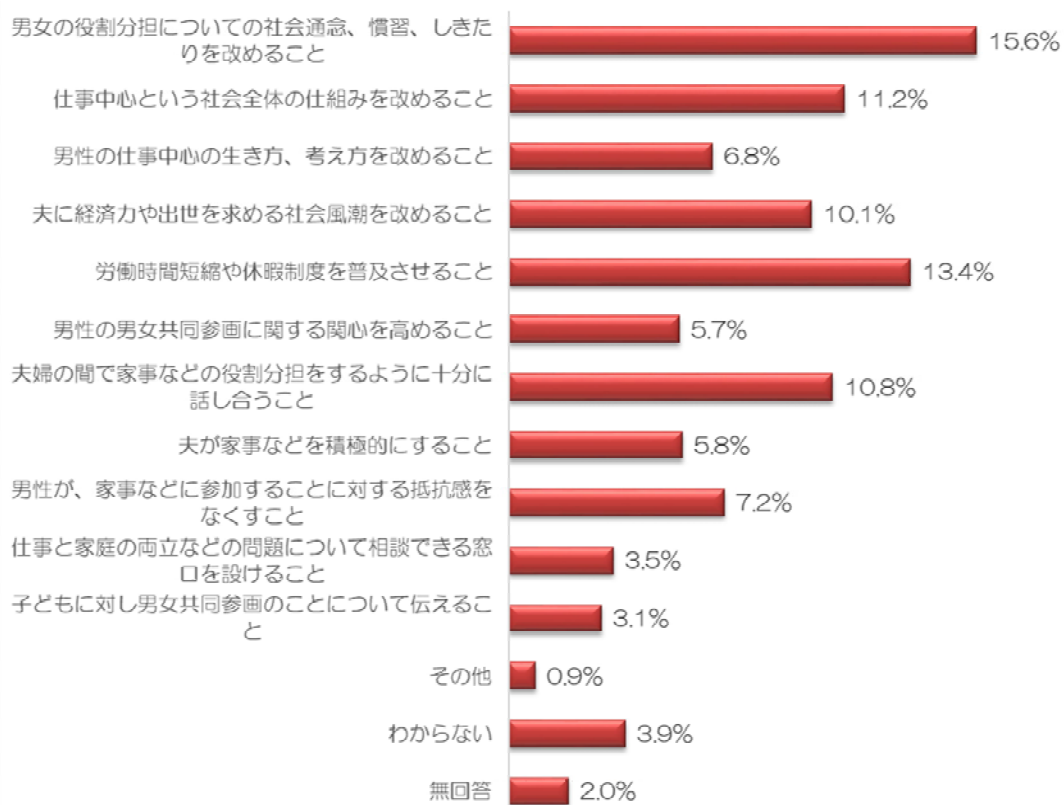
問 30. 問29で「2. 参加していない」と答えた方にお聞きします。社会活動に参加していないのはどのような理由からですか。

(あてはまるものすべてに○印)【n=173】



問 31. 今後、性別に関わらず、家事、子育て、教育、介護および地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

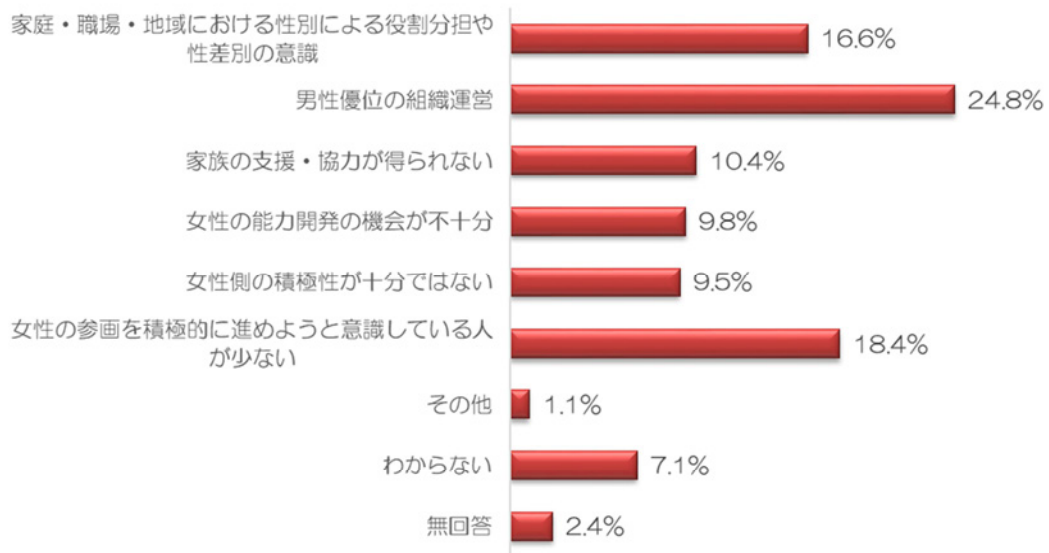
(主なもの3つまでに○印)【n=272】



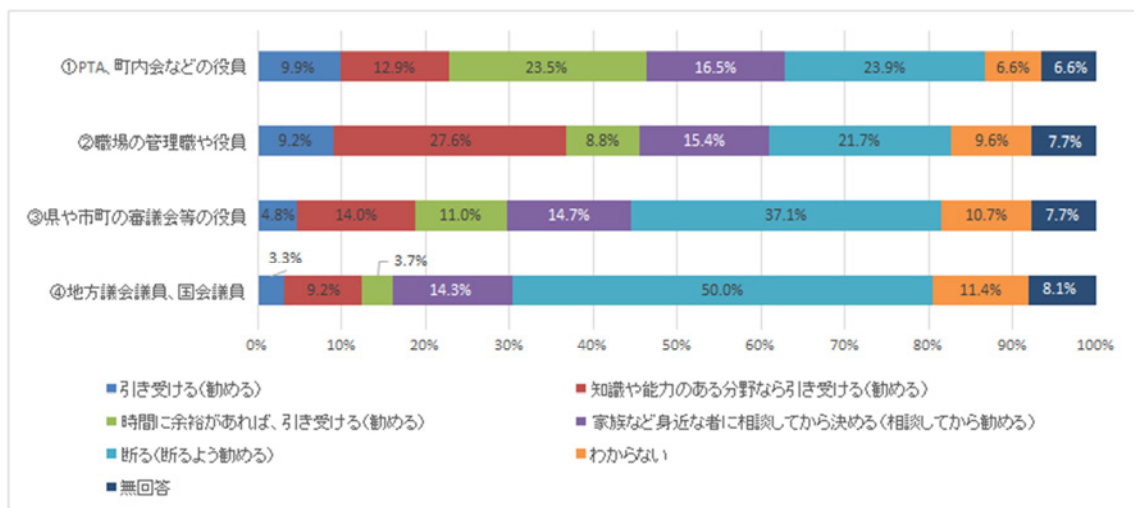
(7) 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて

問32. あなたは、政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。(主なものを3つまでに○印)

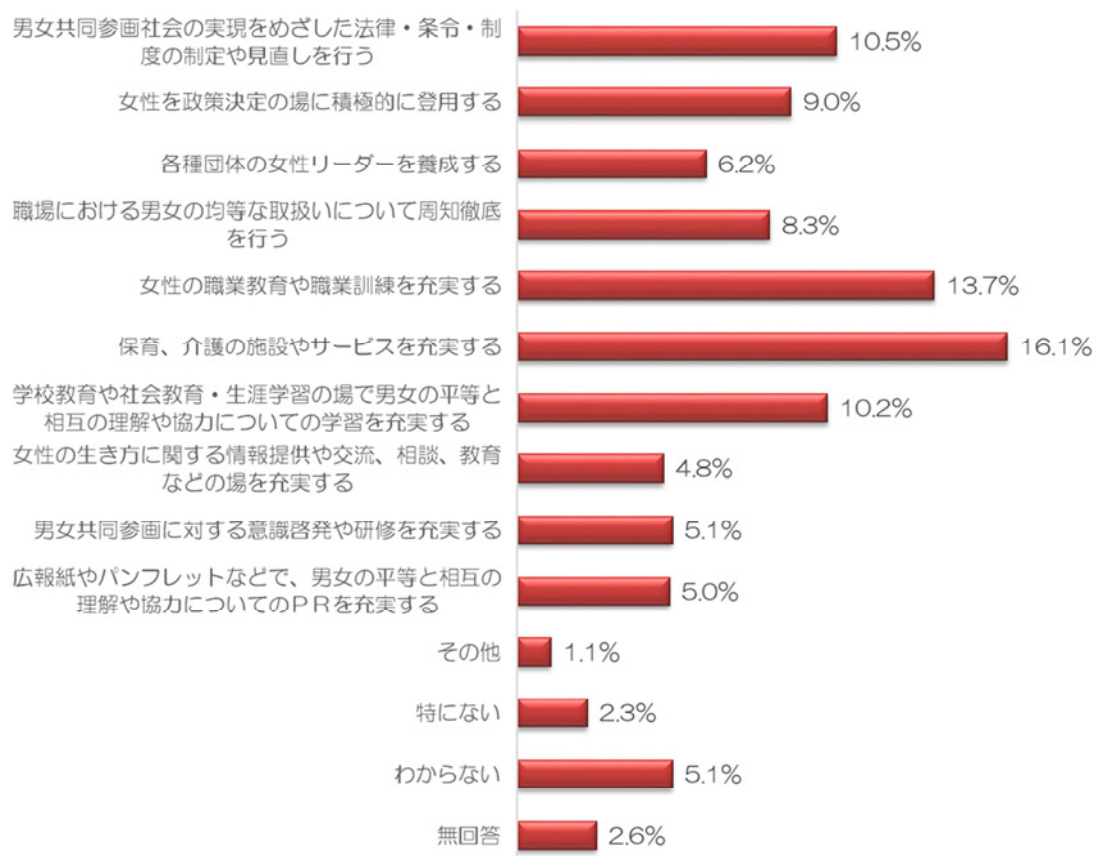
【n=272】



問33. あなたが女性の場合はあなたが、あなたが男性の場合は妻・母親など身近な女性が、もし次のような役職に就くこと、もしくは立候補することを打診された場合どうしますか。(①から④、それぞれ○印は1つ)【n=272】



問34. 男女共同参画を推進していくために、今後、どのようなことに力を
 入れていけばよいと思いますか。(主なもの3つまでに○印)【n=272】



男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な

- 計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

三重県男女共同参画推進条例

2000年（平成12年）10月13日三重県条例第73号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第八条—第十二条）

第三章 三重県男女共同参画審議会（第十三条—第十八条）

附則

二十一世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、さまざまな取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め

ることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に

努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町との協働)

第七条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第一号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。
 - 一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
 - 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
 - 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
 - 四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
 - 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条第一項の

三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第九条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第三章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第十三条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第八条第四項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第十四条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第十七条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

用語説明

エンパワーメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

ジェンダー

社会的・文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄を示すセックスと区別される。社会的性差。文化的性差。

セクシュアル・ハラスメント

相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動による、精神的な暴力や嫌がらせ。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

性の多様性

男性か女性かの二者択一で性別を規定したり、異性愛のみが正しいかのような見方をするのではなく「多様なセクシュアリティのあり方を認め合おう」という考え方。

各種ハラスメント

「セクシュアル・ハラスメント」のほか、主なハラスメントは以下のとおり。

- ・モラル・ハラスメント
言葉や態度などで人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせ
- ・パワー・ハラスメント
権力や立場などの優位性を背景として行われる嫌がらせ。
- ・マタニティ・ハラスメント
妊娠している、または出産した女性に対して行う嫌がらせ。
- ・パタニティ・ハラスメント
育児休業制度利用の阻害など、男性が育児に参画することに対する嫌がらせ。

フレックスタイム制

勤務時間帯を固定せず、1か月間の総労働時間をあらかじめ定め、その時間内で、働く人自身が始業、終業の時刻を自主的に決めることができる制度。多くの場合、1日の労働時間帯のうち、必ず出勤していなくてはならない時間帯（コアタイム）を設けている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナー等の親密な関係にある（あった）者からふるわれる暴力のこと。

デートDV

若い恋人関係の間でおこるドメスティック・バイオレンスのこと。

ファミリーサポートサービス

子育ての手伝いをしたい人と、手伝いを必要としている人などが登録し、育児を手伝ってもらったり手伝ったりできるサービスの制度。



紀宝町

第4次紀宝町男女共同参画プラン

令和8年3月

編集：紀宝町役場企画調整課

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

TEL 0735-33-0334

FAX 0735-32-1102

URL <https://www.town.kiho.lg.jp/>